

鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立短期大学授業料減免規則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- 鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (環境林務課取扱い) 5
- 鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (※) (雇用労政課取扱い) 6
- 鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (経営技術課取扱い) 6

訓 令

- 鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (※) (総務事務センター取扱い) 11

規 則

鹿児島県立短期大学授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第32号

鹿児島県立短期大学授業料減免規則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学授業料減免規則(昭和33年鹿児島県規則第51号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則

第1条中「授業料の」を「授業料及び入学科(以下「授業料等」という。)」の」に改める。

第2条を次のように改める。

(提出書類)

第2条 授業料等の減免を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(別記第1号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、鹿児島県立短期大学長(以下「学長」という。)に提出しなければならない。

2 授業料の減免を受けた者が、在学中に継続して授業料の減免を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(別記第2号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

第3条第1項中「前条の書類」を「前条第1項又は第2項に規定する申請書」に、「授業料」を「授業料等」に改め、同条第3項及び第4項中「授業料減免選考委員会」を「授業料等減免選考委員会」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(授業料等の減免)

第4条 授業料等の減免は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 減免を受けようとする者が、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定されるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 授業料の減免の額は、条例第2条第1項に規定する額の全額、3分の2、2分の1又は3

分の 1 に相当する額とする。

- 3 入学料の減免の額は、条例第 5 条に規定する額の全額、 $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{1}{3}$ に相当する額とする。

(授業料減免の期間等)

第 5 条 知事は、正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（前条第 1 項第 1 号に規定する授業料等減免対象者であつて、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するものにあつては、同号に定める月数）を限度として、授業料の減免を行うものとする。

- 2 知事は、前条第 1 項第 1 号に規定する授業料等減免対象者であつて、過去に入学料の減免を受けたことがないものに対して、入学料の減免を行うものとする。

第 6 条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する認定が取り消されたとき。

第 6 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 授業料等の減免の必要がなくなつたとき。

第 7 条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(停止)

第 7 条 知事は、授業料等の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等の減免を停止することがある。

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する認定の効力が停止されたとき。

(2) 第 2 条第 2 項に規定する知事が別に定める日までに同項に規定する申請書を学長に提出しないとき。

(3) その他知事が別に定めるとき。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

授 業 料 等 減 免 の 対 象 者 の 認 定 に 関 する 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律等による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ・ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ・ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、鹿児島県立短期大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島県立短期大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ・ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申 請 者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	現 住 所	〒 都道 市区 府県 町村		
	所属学科 ・ 専 攻		学籍番号	
	学 年	年	第一部・第二部の別	<input type="checkbox"/> 第一部(昼) <input type="checkbox"/> 第二部(夜)
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間 (*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月 ~ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□にレ印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※ 予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること。				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込みを行った者 【給付奨学金の申込みの受付番号(採用候補者となつていれば登録番号、給付奨学生となつていれば奨学生番号)】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込みを行った者 【給付奨学金の申込みの受付番号(給付奨学生となつていれば奨学生番号)】				

入 学 料 の 還 付 先 (申 請 者 本 人 名 義 の 口 座 を 記 入 し て ください。)

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 通帳の写し(口座番号、名義等の分かる部分)も添付してください。

第 2 号 様 式 (第 2 条 関 係)

授 業 料 減 免 の 対 象 者 の 認 定 の 継 続 に 関 す る 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律等による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ・ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ・ 授業料減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を通じ、鹿児島県立短期大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が鹿児島県立短期大学の保有する私の授業料減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※ 以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申 請 者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	現 住 所	〒 都道 市区 府県 町村		
	所属学科 ・ 専 攻		学籍番号	
	学 年	年 第一部・第二部の別	<input type="checkbox"/> 第一部 (昼) <input type="checkbox"/> 第二部 (夜)	
	機構の給付奨学金に関する情報			
	給付奨学金の奨学生番号			

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在学する学生に係る授業料の減免については、改正後の鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 33 号

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県環境影響評価条例施行規則（平成 12 年鹿児島県規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「第 2 条第 1 項第 10 号の電気事業者（以下単に「電気事業者」という。）又は同項第 11 号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者」を「第 2 条第 1 項第 15 号の発電事業者」に、「卸供給事業者」を「単に「発電事業者」に、「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改め、同表 5 の項中「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改め、同項に次のように加える。

(7) 太陽電池発電所の設置の工事業（当該発電所の用に供される一団の土地の区域の面積が 40 ヘクタール以上のものに限る。）	太陽電池発電所の設置の工事業（当該発電所の用に供される一団の土地の区域の面積が 30 ヘクタール以上のものに限る。）
(8) 発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業（新設する発電設備に係る当該発電所の用に供される一団の土地の区域の面積が 40 ヘクタール以上のものに限る。）	発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業（新設する発電設備に係る当該発電所の用に供される一団の土地の区域の面積が 30 ヘクタール以上のものに限る。）

別表第 1 備考(1)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表備考(5)中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

別表第 3 中 21 の項を 22 の項とし、13 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、12 の項の次に次のように加える。

13 別表第 1 の 5 の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域の面積	新たに太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満（特定地域内における対象事業にあつては、7 ヘクタール未満）であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第 4 中 21 の項を 22 の項とし、13 の項から 20 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、12 の項の次に次のように加える。

13 別表第 1 の 5 の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域の面積	新たに太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所の用に供される一団の土地の区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、10 ヘクタール未満（特定地域内にお
-----------------------------------	---------------------------	--

	る対象事業にあつては、7ヘクタール未満)であること。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の5の項の(7)及び(8)の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業（施行日以後その内容を変更せず、又は改正後の規則第38条第2項に掲げる軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、適用しない。

.....
 鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第34号

鹿児島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島県立職業能力開発校規則（昭和44年鹿児島県規則第103号）の一部を次のように改正する。

- 第7条の3の見出し中「授業料」を「入校料及び授業料」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項に定めるもののほか、入校料及び授業料の減額又は免除は、知事が別に定めるところにより、訓練生が特に優れた者であつて経済的理由により極めて修業に困難があると認められるものであるときに行うことがある。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

.....
 鹿児島県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第35号

鹿児島県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年鹿児島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

- 第6条第3号中「（別記第3号様式）」を削る。
- 第8条第2項を次のように改める。
- 2 知事は、前条及び前項の規定にかかわらず、養成部門への入学を志願する者が、次の各号のいずれにも該当するときは、別に定めるところにより、第2条の表に掲げる入学定員の3分の2以内の人数に限り、推薦による入学を許可することがある。
 - (1) 本人又はその保護者が県内に住所を有すること。
 - (2) 高等学校を卒業見込みの者で、当該高等学校の校長が推薦書（別記第5号様式）により推薦するものであること。

第13条の4の見出し中「授業料」を「入学料等」に改め、同条中「授業料の減額又は免除」を「入学料及び授業料の減免」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 学生が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定されるとき。

第13条の4第2号中「により災害を受け」を「によつて」に改める。

別表第1の1の教養科目の項中「情報処理基礎」を「情報処理」に改め、同表の1の専門科

目の項中「農業情報処理 農家生活 農業指導 農業協同組合 農産物の安心・安全」を「農業協同組合と農業リーダー 農産物の安心・安全 GAP 概論」に改める。

別表第1の2の農学部の一部野菜科の項及び花き科の項中「生物工学実習 組織培養」を「スマート農業概論 生物工学実習」に改め、同部茶業科の項中「生物防除」を「スマート農業概論」に改め、同部果樹科の項中「みかん栽培 中晩柑栽培 ビワ栽培」を「スマート農業概論 常緑果樹栽培」に改め、同表畜産学部の部中「受精卵移植」を「受精卵移植 スマート農業概論」に改める。

別表第2の1の選択科目の項中「農業普及論」を「最新農業技術論」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 6 条 関 係)

その 1 (養 成 部 門)

入 学 願 書 (一 般 入 試 用)

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

鹿 児 島 県 立 農 業 大 学 校 に 入 学 を 志 願 し ま す 。

ふ り が な 氏 名				男 ・ 女
本 人 住 所				
志 望 す る 学 部 及 び 学 科	第 1 志 望		第 2 志 望	
	学 部 科		学 部 科	
選 択 科 目	化 学 基 礎	生 物 基 礎	農 業	

添 付 書 類 等

- 1 履 歴 書 (別 記 第 2 号 様 式)
- 2 最 終 学 校 の 卒 業 証 明 書 又 は 卒 業 見 込 証 明 書
- 3 調 査 書 (高 等 学 校 作 成 の も の)
- 4 受 験 票
- 5 返 信 用 封 筒 (長 形 3 号 : 縦 23cm × 横 12cm)

注 1 選 択 科 目 は 該 当 す る 欄 に 1 科 目 の み ○ 印 を 付 け る こ と 。

2 3 の 調 査 書 に つ い て は , 大 学 又 は 短 期 大 学 を 卒 業 し て い る 者 に あ つ て は 最 終 学 校 の 成 績 証 明 書 で も よ い 。

3 5 の 返 信 用 封 筒 に つ い て は , 所 定 の 金 額 の 郵 便 切 手 を 貼 付 し , 送 付 先 を 記 入 す る こ と 。

収入証紙貼付欄

その 2 (研究部門)

入 学 願 書 (研究科入試用)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県立農業大学校に入学を志願します。

ふ り が な 氏 名	男・女
本 人 住 所	
志 望 す る 学 部 及 び 学 科	学 部 科
専 門 試 験 科 目	専 攻 名

添付書類

- 1 履歴書 (別記第 2 号様式)
- 2 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- 3 成績証明書
- 4 受験票
- 5 返信用封筒 (長形 3 号 : 縦 23cm × 横 12cm)

注 5 の返信用封筒については、所定の金額の郵便切手を貼付し、送付先を記入すること。

収入証紙貼付欄

第 2 号 様 式 (第 6 条 関 係)

履 歴 書

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日 満 歳
現 住 所	〒
電 話 番 号	— —
出 身 市 町 村	

写 真 貼 付 欄

写真は、出願前 3 箇月以内に撮影した無帽正面上半身像のもので、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのものに限る。

学 歴	年 月 高等学校卒業見込み
職 歴	年 月
	年 月
資 格 ・ 免 許	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月

第 3 号 様 式 及 び 第 4 号 様 式 削 除
附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に在学する学生に係る授業料の減免については、改正後の鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 13 条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 新規則別表第 1 の規定は、令和 2 年度以降に入学する者に係る教育科目について適用し、令和元年度までに入学した者に係る教育科目については、なお従前の例による。

訓 令

鹿 児 島 県
 鹿 児 島 県 議 会
 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
 鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
 鹿 児 島 県 企 業
 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事	三反園訓
鹿児島県議会議長	外菌勝蔵
鹿児島県人事委員会委員長	西啓一郎
鹿児島県代表監査委員	長野信弘
鹿児島県労働委員会会長	宮廻甫允
鹿児島県県立病院事業管理者	福元俊孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員安全衛生管理規程 平成 18 年 鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号 の 一 部 を 次

{	鹿 児 島 県 鹿 児 島 県 議 会 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 企 業 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業	}
---	---	---

のように改正する。

- 第 2 条 第 5 号 だ だ し 書 中 「, 分 場 」 及 び 「 茶 業 部 並 び に 」 を 削 る。
- 第 5 条 第 2 項 第 3 号 中 「 職 員 の 健 康 診 断 」 を 「 健 康 診 断 を 受 け る べ き 職 員 と し て 別 に 定 め る 者 (以 下 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 と い う 。) の 健 康 診 断 」 に 改 め る。
- 第 13 条 第 2 項 第 1 号 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め る。
- 第 24 条 第 2 項 第 1 号 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め, 同 項 第 2 号 中 「 職 員 採 用 予 定 者 」 の 次 に 「 (別 に 定 め る 者 を 除 く 。) 」 を 加 え る。
- 第 29 条 第 1 項 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め る。
- 第 31 条 第 1 項 中 「 健 康 診 断 を 受 け る べ き 職 員 の 範 囲 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め, 同 条 第 2 項 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め る。
- 第 32 条 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め, 同 条 第 3 項 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め, 同 項 を 同 条 第 4 項 と し, 同 条 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。
- 3 地 方 職 員 共 済 組 合 鹿 児 島 県 支 部 以 外 の 保 険 者 の 組 合 員 で あ る 健 康 診 断 対 象 職 員 が, そ の 加 入 す る 保 険 の 保 険 者 が 実 施 す る 健 康 診 断 又 は 人 間 ド ッ ク の 受 診 結 果 を 提 出 し た と き は, 定 期 健 康 診 断 を 受 診 し た も の と み な す。
- 第 33 条 第 3 項 及 び 第 4 項, 第 35 条 並 び に 第 36 条 中 「 職 員 」 を 「 健 康 診 断 対 象 職 員 」 に 改 め る。

第 40 条 中 「勤務復帰」 を 「復職」 に改める。

別記第 3 号様式中 「中 性 脂 肪 $\square\square\square\square$ mg/dl」 を

「総コレステロール $\square\square\square\square$ mg/dl
中 性 脂 肪 $\square\square\square\square$ mg/dl」 に改め、 「T T T $\square\square\square\square$
Z T T $\square\square\square\square$ 」 を削り、

「尿 素 窒 素 $\square\square\square\square$ mg/dl」 を

「尿 素 窒 素 $\square\square\square\square$ mg/dl
e G F R $\square\square\square\square$ ml/分/1.73m²」 に改める。

別記第 11 号様式中 「承認年月日」 を 「出勤年月日」 に改める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。